



令和7年度

千代田区理科実習助手(会計年度任用職員) 採用選考案内

会計年度任用職員とは、一会計年度（4月1日から3月31日まで）を超えない範囲内で任用される一般職の非常勤職員です。

会計年度任用職員として任用されると、地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等）が適用されます。

1 選考対象者及び募集内容

職名	理科実習助手
職務内容	(1)理科実習の教材準備及び片付けの業務 (2)実験授業における教員への補助業務
必要な資格等	特になし
任用期間	令和8年1月1日～令和8年3月31日 ただし、令和8年度以降に同一の職務内容の職が設置された場合は、勤務成績等により、公募によらず再度任用する場合があります。
条件付採用期間	原則1か月 (※1) 1か月の実勤務日数が15日に満たない場合は、15日に達するまでは条件付採用期間が引き続きます。 (※2) 任用の都度、条件付採用期間があります。
採用予定数	1名

注意事項

- ※ 日本国籍を有しない方も受験できます。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。
- ※ 任期が重複する千代田区会計年度任用職員の職の選考に既に申し込んでいる方又は申し込む予定のある方は受験できません。

2 勤務条件

給 与	【報酬額】 報酬月額 219,244円（令和7年4月1日現在） ・この報酬額には、常勤職員に支給される地域手当相当分を含んでいます。 ・採用前に、給与改定等があった場合には、その定めるところによります。また、任期途中で給与改定等があった場合には、条例の定めにより、常勤職員に準じて増額又は減額される場合があります。 【費用弁償】 このほか条例等の定めるところにより、費用弁償（通勤手当相当、上限 55,000 円/月）が支給されます。
勤務場所	千代田区立九段中等教育学校（千代田区九段北2-2-1） ※ 組織改正等により変更がある場合があります。 ※ 就業場所は、原則敷地内禁煙です。
勤務日数	月 16 日
勤務時間	8：00～16：30 の 7 時間 45 分（休憩時間 45 分を除く）
休暇等	慶弔休暇等があります。 なお、1月からの採用の場合、年次有給休暇は付与されません。
・休日	日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、年末年始等
保 険	公立学校共済組合（健康保険）・厚生年金保険・雇用保険・労災保険加入

3 申込み手続き

（1）申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類（履歴書）と併せて下記のとおり郵送又は千代田区立九段中等教育学校経営企画室の窓口提出してください。

（2）申込期間

方法	期間	注意事項
郵送	令和7年11月13日（木） ～11月25日（火） （必着）	A4判が入る大きさ（角形2号）の封筒に入れ、表に赤字で「千代田区理科実習助手採用選考申込」と明記し、<u>簡易書留で送ってください。</u> 簡易書留によらない郵送での事故については、責任を負いません。

窓口	令和7年11月13日（木） ～11月25日（火）	受付時間は、9：00～16：00です。 ※土・日曜日、祝日は受け付けていません。
----	-----------------------------	---

（3）郵送先、提出先及び問合せ先

〒102-0073

東京都千代田区九段北2-2-1

千代田区立九段中等教育学校 経営企画室（九段校舎1階）

電話 03-3263-7190（直通）

※ 応募書類については、選考結果を問わず返却しません。

4 選考の方法及び選考日

選考方法	書類審査及び面接
一次選考結果 通知	申込みのあった方から一次選考を行い、結果をお知らせします。一次選考合格者には、二次選考案内を個別にご連絡いたします。なお、令和7年12月2日（火）までに連絡がない場合には、九段中等教育学校経営企画室までお問い合わせください。
面接日	令和7年12月4日（木）・5日（金）（予定）
面接会場	千代田区立九段中等教育学校 九段校舎（千代田区九段北2-2-1）
合格発表	令和7年12月中旬（予定）までに、合否にかかわらず受験者全員に郵送でお知らせします。

5 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施に当たり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

（参考）地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日〔昭和二年五月三日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者